

2016年度 司法書士択一式試験 解答速報

午前部

問題番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答番号	5	3	1	4	3	2	5	2	1	5
問題番号	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
解答番号	3	2	3	3	4	1	1	5	4	3
問題番号	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
解答番号	1	4	2	1	2	5	5	4	4	※5
問題番号	31	32	33	34	35					
解答番号	1	4	2	2	2					

午後部

問題番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答番号	5	2	3	3	4	3	3	2	3	4
問題番号	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
解答番号	2	4	5	4	2	※4	4	3	2	1
問題番号	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
解答番号	4	4	5	3	3	1	4	3	4	4
問題番号	31	32	33	34	35					
解答番号	2	5	3	4	5					

平成28年7月3日23時現在

午前の部

第30問

※エの肢は、公開会社であり、かつ、大会社であっても、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社においては、監査役会を置くことにはならないため、「誤」と判断します。
しかし、出題者の意図がそこにあるのかは不明であるため、後日変更する可能性があることをご了承下さい。

午後の部

第16問

※エの肢

自己信託の成立は、一定の事項を記載(記録)した公正証書その他の書面(又は電磁的記録)によることを要し、その効力については、公正証書又は公証人の認証を受けた書面(もしくは電磁的記録)によってされる場合は、当該公正証書等の作成時から、②公正証書以外の書面(又は電磁的記録)によってされる場合は、受益者となるべき者として「第三者」に対する確定日付ある証書による当該信託がされた旨及びその内容の通知の時から効力が生ずる(信託4Ⅲ①②)とされている。

現在の信託法では、受託者が一時的に受益権の全部を固有財産で有することを許容しており(信託8・163②)、これは自己信託についても当てはまるが、このようないわば兼任状態にある場合には、上記4Ⅲ②に「第三者」と規定されていることから、上記②ではなく、①の方法によるべきことになる(「逐条解説 新しい信託法」寺本昌広P46参照)と解されている。

そこで、本肢では、Aが委託者・受託者・受益者の地位を兼ねるケースに該当しているため、①の方法によることから、登記原因証明情報としては、「Aに対する確定日付のある証書による当該信託がされた旨及びその内容の通知がされたことを証する書面」ではなく、公正証書等(公正証書についてはその謄本)を添付することになる。

オの肢

登記名義人の氏名変更登記における登記原因証明情報として、住民票コードを提供することができる場合は、これにより氏名の変更年月日及び変更前後の氏名が明らかになる場合に限定されるため、多少疑義はあるが、肢のエとの関係から、これを前提とするものと解さざるをえない。

ただし、出題者の意図は明らかでないため、後日解答を変更する可能性があることをご了承下さい。

小泉司法書士予備校



Koizumi shihoshoshi internet school

コイズミの 中上級講座

答案練習 択一对策 記述対策

小泉の中上級講座がさらに進化。

無料公開講座を軸に、低価格にして完璧な再チャレンジ計画が実現。

進化。